

2020年度①

# 憲 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 憲 法①

次の問題 I または II のうち 1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

I フリージャーナリストの X は、警察署留置場における女性被拘禁者の処遇およびその実態とそれに対する世論の反応や意見を調査し、記事、論説としてまとめ、月刊誌等に発表するため、取材の一環として、刑事確定訴訟記録法（以下、「記録法」という）に基づき、留置管理系の警察官であった A を被告人とする特別公務員陵虐罪（刑法 195 条 1 項）事件（以下、「本件確定事件」という）の保管記録全部について閲覧請求を行った。

本件確定事件の要旨は、警察署留置場に拘禁されている者を看守する職務に従事していた A が、法令により拘禁されていた女性二人に対し、警察署留置場内において数回にわたり、わいせつな行為をしたというものであった。本件確定事件は、公開禁止されることなく公開の法廷で審理裁判され、有罪判決が確定している。

本件確定事件記録の各書類には犯行に至る経緯、犯行の手段・方法・その態様、被告人と被害者らとの間の各心理状態、犯罪事実、被告人の身上、家族関係、被害者らの拘禁関係等が一体となって記載されている。保管検察官は、「①犯罪の手段・方法・態様の記載はわいせつな行為を具体的詳細に記述したものであり、公の秩序善良の風俗を害するおそれのあるものであるばかりでなく、事案の性質上被害者らの名誉及び生活の平穩を著しく害するものとなるおそれがある。②被告人の身上、家族関係及び犯行にいたる経緯については、被告人とその親族の身分及び生活関係、親族の生活歴及び生活状況・病歴（精神病を含む）についての記載であり被告人の親族の名誉及び生活の平穩を著しく害するおそれのあるものにあたる。」と判断し、X の閲覧請求が記録法 4 条 2 項 3 号ないし 5 号に該当すると判断して、閲覧を不許可とした。

X は閲覧請求にあたり、閲覧して知り得た事実について被害者等関係人の名誉または生活の平穩を害することとならないよう関係人の氏名を匿名にするなどしてこれらに充分配慮する旨誓っている。

上記事案に含まれる憲法上の問題点を論じなさい。

## 【法令資料】

### ○刑事訴訟法

第53条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

2 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

3 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

4 (略)

### ○刑事確定訴訟記録法

(目的)

第1条 この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(訴訟の記録の保管)

第2条 刑事被告事件に係る訴訟の記録…は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。

2～3 (略)

(保管記録の閲覧)

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一～二 (略)

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四 (略)

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

六 (略)

3～4 (略)

II 内閣は、A国との間で原子力発電所（以下、「原発」という）を中心とする原子力の利用（核兵器の開発を除く）に関する技術協力等を行うための条約を、事前に国会の承認を得ずに批准した。

この条約には、技術移転に関する移転元の責任が定められていたが、A国には原発がなく、事実上日本の技術や設備をA国に輸出するものであったため、この条約の下でA国に設置される原発に関する責任のほとんどは日本政府または日本の原子力産業が負担する仕組みになっていた。

国会での事後的承認手続きにおいて、以上の内容にかねてから不満があった与党の一部議員から、責任負担についての仕組みを変更する内容の条約修正案が出され、衆議院は修正された内容で承認し、参議院に送付した。そして参議院でも衆議院が議決した内容のものが承認された。

この国会の対応に関する憲法上の問題について検討しなさい。